

北海道函館高等支援学校 学校いじめ防止基本方針

I 本校のいじめ防止に対する基本理念

1 教育理念と学校教育目標

教育理念	自己と社会をつなぎ、共生社会を創造する教育の追求
学校教育目標	共生社会の一員として、自ら社会に貢献する人間の育成

2 校訓（めざす生徒像）

探究	学ぶこと 働くこと 生きることを生涯にわたって探究する人間
協働	多様性を尊重し、互いのよさを認め合い協働する人間
健全	生涯にわたって健やかな心身と豊かな感性を磨く人間

3 いじめ防止の基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、地域社会全体でいじめの問題を克服する。

4 本校のいじめ防止の基本方針

- (1) 人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成を図る。
- (2) 生徒の自己有用感、自己肯定感を育成する取組を、家庭や地域と協働して取り組む。
- (3) 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりや、生徒の人間関係を把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりに努める。
- (4) 学校いじめ対策組織である「生徒指導委員会」を設置し、「複数の目」と「外部の目」からいじめに関する問題に対応する。

5 (※) 校内教職員研修の項目（点検・見直し）

- (1) 基本方針の「点検・見直し」については年度末反省とともに生徒指導部の主導のもと行う。その原案を、年度初め休業の4月職員会議により、生徒指導部による提案とし、議論し承認を得る。
- (2) 内容については、本校のいじめの実態を考慮したものとする（前年度のいじめアンケート、担任との面談記録等）。(1)により承認されたものをその年度の基本方針とする。
- (3) 保護者評価の項目については、年度末の学校評価や保護者懇談等で、いじめ防止基本方針についての意見等を伺い、それを吸い上げる。

II いじめの防止

1 いじめの理解

(1) いじめの定義(平成 25 年度より)

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」

(2) いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめをとらえる視点

ア いじめを受けた生徒の中には、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

ウ 善意に基づく行為であっても、意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

エ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

オ 特に配慮が必要な生徒については、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめの背景(要因)

(1) いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じる。

(2) いじめは、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。

(3) いじめは、加害、被害という二者関係だけではなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活等所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

(4) 心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識

金銭などを得たいという意識、被害者となることへの回避感情などにより、いじめが起こり得る。つまり、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなりいじめが起こり得る。

- (5) いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題である。そのため、大人も児童生徒も、いじめに関する意識や正しい理解が必要である。いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯であるとの意識を持つこと。その上で、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

3 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為がやんでいること。少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

Ⅲ いじめを生まない環境づくり

1 特別の教科 道徳との関連

いじめ防止対策推進法 第15条

「児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」

- (1) 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整える

ア 教師と生徒の人間関係

教師が生徒に対してもつ人間的関心と教育的愛情、生徒が教師の生き方に寄せる尊敬と相互の信頼が基盤となる。教師と生徒が共に語り合える場を日頃から設定し、生徒を理解する有効な機会とする。

イ 生徒相互の人間関係

生徒相互の交流を深め、互いが伸び伸びと生活できる状況をつくる。

ウ 環境の整備

言語活動の充実、整理整頓され掃除の行き届いた校舎や教室の整備、各種掲示物の工夫を行い、日頃から生徒の道徳性を養う視点で環境の整備に努める。

- (2) 豊かな体験の充実

ボランティア活動や地域貢献・社会貢献活動など学校外の様々な人や物事に出会う体験活動は、生徒の世界を広げ、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や人間としての在り方生き方について考えることができる。豊かな体験の積み重ねを通して生徒の道徳性を養う。

- (3) 特別の教科 道徳の指導内容と生徒の日常生活

- ア 教育活動全体を通して、主として「自分自身」、「人との関わり」、「集団や社会との関わり」「生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら様々な体験や思索の機会を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深める。
- イ 規律ある生活をする事、生命を尊重する心を育てること、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し、差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。
- ウ 生徒の自尊感情や対人交流の能力、人間関係を形成していく能力、立場や意見の異なる他者を理解する能力などいじめを未然に防止するための資質・能力を育む。
- エ 様々な体験活動や協働して探究する学習活動を通して、学校・ホームルームの諸問題を自主的・協働的に解決していくことができる集団づくりを進める。

2 特別活動（ホームルーム活動）との関連

高等学校学習指導要領第5章第3の1の(3)

「ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動・学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。」

(1) ホームルーム活動の充実

生徒相互及び教師と生徒との人間関係を構築し、個々の生徒のキャリア形成・進路指導、学業指導の実践、道徳性、社会性の涵養などに加え、ホームルームや学校の文化の創造を図る。

(2) いじめの未然防止等を含めた生徒指導

ホームルームでの自治的な活動や様々な体験活動を通して、多様な他者を尊重する態度を養うことはもとより、一人一人の自己肯定感を高める指導を行う。ホームルーム活動を通じ、個々の生徒が生活や学習に関わる目標を自ら立て、目標に向かって粘り強く取り組み、振り返り、改善点を見いだすことができるよう、集団の場面における指導や個別の場面における援助に努める。

3 いじめを見逃さない体制づくり

(1) 積極的な認知

- ア いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員で的確に関わる
- イ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする
- ウ 学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処
 - ①組織で対応する。組織を作ることが法で決まっているのは、個人の抱え込みを防ぐため。
 - ②悪いのはあなたではない。先生方が全力で守るという声かけの大切さ。
- エ HR 担任と個別の面談を行い、最近の状況や不安、心配事などを聞き取る。(年間 5～6 回)
- オ 全校生徒に対して、特別支援教育コーディネータが校内の教育相談方法について説明し、各学年の廊下に相談箱を設置。生徒が希望する教員と話ができる体制をとっている。

(2) いじめ重大事態の定義

- ア いじめにより、生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- イ いじめにより、相当の期間（年間 30 日がめやす）学校を欠席することを余儀なくされている

疑いがあるとき。

※アイのいずれも、速やかに道教委に報告する義務がある。

(3) 組織的な対応 〈対応マニュアル〉

流れ	内容
日常	(1) 人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成を図る。 (2) 生徒の自己有用感、自己肯定感を育成する取組を家庭や地域と協働して取り組む。 (3) 一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりや、生徒の人間関係を把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりに努める。
発見	(1) 日常の観察 (2) アンケート調査 (3) 教育相談 (4) 生徒や保護者からの連絡等
事案対処	<p>【情報収集】</p> (1) 発見した教職員は、「生徒指導委員会」に速やかに報告する (2) 現段階の情報を記録する ■ 時間・場所→いつ、どこで発生したのか ■ 関係人物 →誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか ■ 内容 →どのような行為を受けたか ■ 要因・背景→動機やきっかけは何か ■ 状況 →現在も行為は継続しているか <p>【事実確認・方針決定】</p> (1) 「生徒指導委員会」が会議を招集 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、道徳推進教諭、各学年主任 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 準構成員：被害生徒の担任、副担任、加害生徒の担任、副担任 外部機関（スクールカウンセラー） など </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>ア 報告・共通理解</p> <p>イ 調査方針・分担を決定 〈調査班〉</p> <p>必要な情報を収集し、事実関係把握 〈対応班〉</p> <p>心のケアや安全確保など指導と支援</p> <p>ウ 調査結果の報告</p> <p>エ 指導方針の決定、指導体制の編成</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>↔</p> <p>↔</p> <p>↔</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>校長 (教育委員会へ報告)</p> <p>保護者 (加害側・被害側)</p> <p>職員会議</p> </div> </div>

	<p>【対処】</p> <p>(1) 「生徒指導委員会」を中心に対処プランを策定する (2) 対応班を中心にして、いじめの解消に向けた指導と支援を行う (3) 対処プランの作成</p> <table border="1" data-bbox="403 472 1273 1016"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>対応者</th> <th>対処内容</th> <th>目処</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害児童生徒のケア</td> <td>担任 養護教諭</td> <td>教育相談の実施</td> <td>○月○日</td> </tr> <tr> <td>被害生徒の保護者対応</td> <td>学年主任 担任</td> <td>支援計画の説明、加害生徒の状況報告</td> <td>○月△日</td> </tr> <tr> <td>加害生徒の指導・支援</td> <td>生徒指導 担当教諭</td> <td>いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを熟成させる指導</td> <td>○月□日まで</td> </tr> <tr> <td>加害生徒の保護者対応</td> <td>学年主任 担任</td> <td>指導・支援計画の説明と被害生徒の状況報告</td> <td>○月×日</td> </tr> </tbody> </table>	内容	対応者	対処内容	目処	被害児童生徒のケア	担任 養護教諭	教育相談の実施	○月○日	被害生徒の保護者対応	学年主任 担任	支援計画の説明、加害生徒の状況報告	○月△日	加害生徒の指導・支援	生徒指導 担当教諭	いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを熟成させる指導	○月□日まで	加害生徒の保護者対応	学年主任 担任	指導・支援計画の説明と被害生徒の状況報告	○月×日
内容	対応者	対処内容	目処																		
被害児童生徒のケア	担任 養護教諭	教育相談の実施	○月○日																		
被害生徒の保護者対応	学年主任 担任	支援計画の説明、加害生徒の状況報告	○月△日																		
加害生徒の指導・支援	生徒指導 担当教諭	いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを熟成させる指導	○月□日まで																		
加害生徒の保護者対応	学年主任 担任	指導・支援計画の説明と被害生徒の状況報告	○月×日																		
<p>解消</p>	<p>ア いじめに係る行為がやんでいること。目安は少なくとも3か月。 (ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、その決められた期間を目安とする。)</p> <p>イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒およびその保護者に対し面談等により確認する。</p> <p>ウ その他「生徒指導委員会」の協議により総合的に判断する。</p>																				

4 いじめの把握のための取組

- (1) 生徒と教職員との信頼関係の構築
- (2) 教育相談の実施
- (3) 校内外のいじめ等の相談窓口の周知
- (4) いじめ・不登校等の早期発見のためのチェックリストの実施
- (5) 三者懇談・保護者懇談等での保護者からの情報収集（生活の様子、保護者が心配な所を聞き取りしている）
- (6) 児童生徒がいじめの問題を自分ごととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対し正面から向き合うことができるような実践的な取組。
- (7) 主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善。
- (8) SST など、心理的教育プログラムの推進。
- (9) SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)等を活用した教職員のカウンセリング能力向上のための校内研修への支援等。
- (10) ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援の研修の実施。

IV 生徒指導委員会の年間活動計画

月	学校行事等	ア総合的な探究の時間、特別活動等の教科、領域等の関連を図ったプログラム	イ子ども会議等、生徒会活動との関連を図ったプログラム	ウ社会教育（家庭・地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ道徳教育・人権教育・情報モラル教育などの関連を図ったプログラム	生徒指導委員会
4	入学式 対面式	入学式 対面式			情報モラル	計画立案 教育相談(通年)
5	現場実習 前期生徒総会	個別面談 社会貢献活動	前期生徒総会	現場実習 保護者懇談	道徳教育	いじめ アンケート① ↓
6	現場実習 函館マラソン			現場実習 函館マラソン		チェックリスト
7			全校集会(夏)			
8						チェックリスト 課題、目標 設定
9	現場実習 1日防災学校 道徳教育 オープンスクール	オープン スクール	1日防災学校	現場実習	道徳教育	
10	現場実習 三者懇談 (1/2年)			現場実習 三者懇談(12年)		いじめ アンケート② ↓
11	学校祭 三者懇談(3年)	学校祭		三者懇談(3年)		チェックリスト
12	スポーツレク 進路懇談(1・2年)		スポーツレク 全校集会(冬)	進路懇談 (1・2年)		いじめ調査考察 学校評価(生徒 保護者アンケート)
1	生徒会役員 選挙		生徒会役員 選挙			外部評価 点検 チェックリスト
2	後期生徒総会 三者懇談(3年)		後期生徒総会	三者懇談(3年)		
3	終業式					反省・修正

【協働】「多様性を尊重し、互いのよさを認め合い協働する人間の育成」を目指す

いじめ・不登校等の早期発見のためのチェックリスト

R7 生徒指導委員会

実施日	クラス名	記入者	
No.	項目	チェック	該当生徒名
1	遅刻・欠席・早退が増えた		
2	保健室などで過ごす時間が増えた すぐに保健室に行きたがる		
3	教職員の近くにいたがる		
4	登校時に、体の不調を訴える		
5	休み時間に一人で過ごすことが多い		
6	交友関係が変わった		
7	他の子の持ち物を持たせたり、使い走りさせられたりする		
8	表情が暗く（さえず）、元気がない		
9	視線をそらし、合わそうとしない		
10	衣服の汚れや擦り傷、傷みがみられる		
11	持ち物や掲示物にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする		
12	体に擦り傷やあざができています		
13	けがをしている理由を曖昧にする		
14	教室にいつも遅れて入ってくる		
15	学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている		
16	発言したり、ほめられたりすると冷やかしか らかいがある		
17	グループ編成の際に、所属グループが決まらず 孤立する		
18	食事の量が減ったり、食べなかったりする		

いじめの実態把握シート

記入日：令和____年____月____日

記入者：_____

聴き取り生徒	____年____組____番 【氏名】_____
いじめ 発生日時	令和____年____月____日（____）から
いじめ 発生場所	
関係生徒	被害生徒：____年____組【氏名】_____ 加害生徒：____年____組【氏名】_____ その他（_____） 傍観生徒：____年____組【氏名】_____ その他（_____）
いじめの 態様	<input type="checkbox"/> 冷やかしやからかい、悪口を言われる。 <input type="checkbox"/> 仲間はずれや無視をされる。 <input type="checkbox"/> 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする。 <input type="checkbox"/> ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 <input type="checkbox"/> お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。 <input type="checkbox"/> メールや無料通話アプリ（SNS など）などで、悪口をかかれたり仲間はずれにされたりする。 <input type="checkbox"/> その他（_____）
内容	
要因・背景	
現在の状況	
学校への 要望	
緊急度 <small>聴き取り者の判断</small>	高い ・ 普通 ・ 低い